

取扱説明書

《特記事項》

- ・ 1 番～ 6 番区画は、店舗専用区画(来客者用・関係者用)です。

《注意事項》

初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用するお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

《適格請求書を交付できない取引であることについて》

■適格請求書を交付できないことの原因

本駐車場の土地オーナーが適格請求書発行事業者ではないため

■本取引における弊社の立場

本取引の実質的な売主(貸主)である土地オーナーより本駐車場の管理業務を受託している媒介者

■今後の土地オーナーの発行事業者登録の予定

土地オーナーは消費税の免税事業者ですが、2026年7月頃に発行事業者の登録を行う予定となっております。

つきましては、ご契約者様において本取引の賃料にかかる消費税は仕入税額控除の対象外となりますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

《甲の免責》

- 1 本駐車場の利用中、ご契約者およびご契約車両その他に如何なる損害が生じても、一切その責任を負いません。但し、故意または重過失によるときはこの限りではありません。
- 2 駐車スペースもしくはこれに至る経路に他の自動車が、無断もしくは違反駐車したため、利用が妨げられた場合においても、何等の補償、損害賠償等は請求できないものとします。
- 3 本駐車場や駐車場出入口に積雪がある場合でも、原則として除雪作業はおこないません。また、積雪により利用が妨げられたとしても一切その責任を負いません。

《禁止行為》

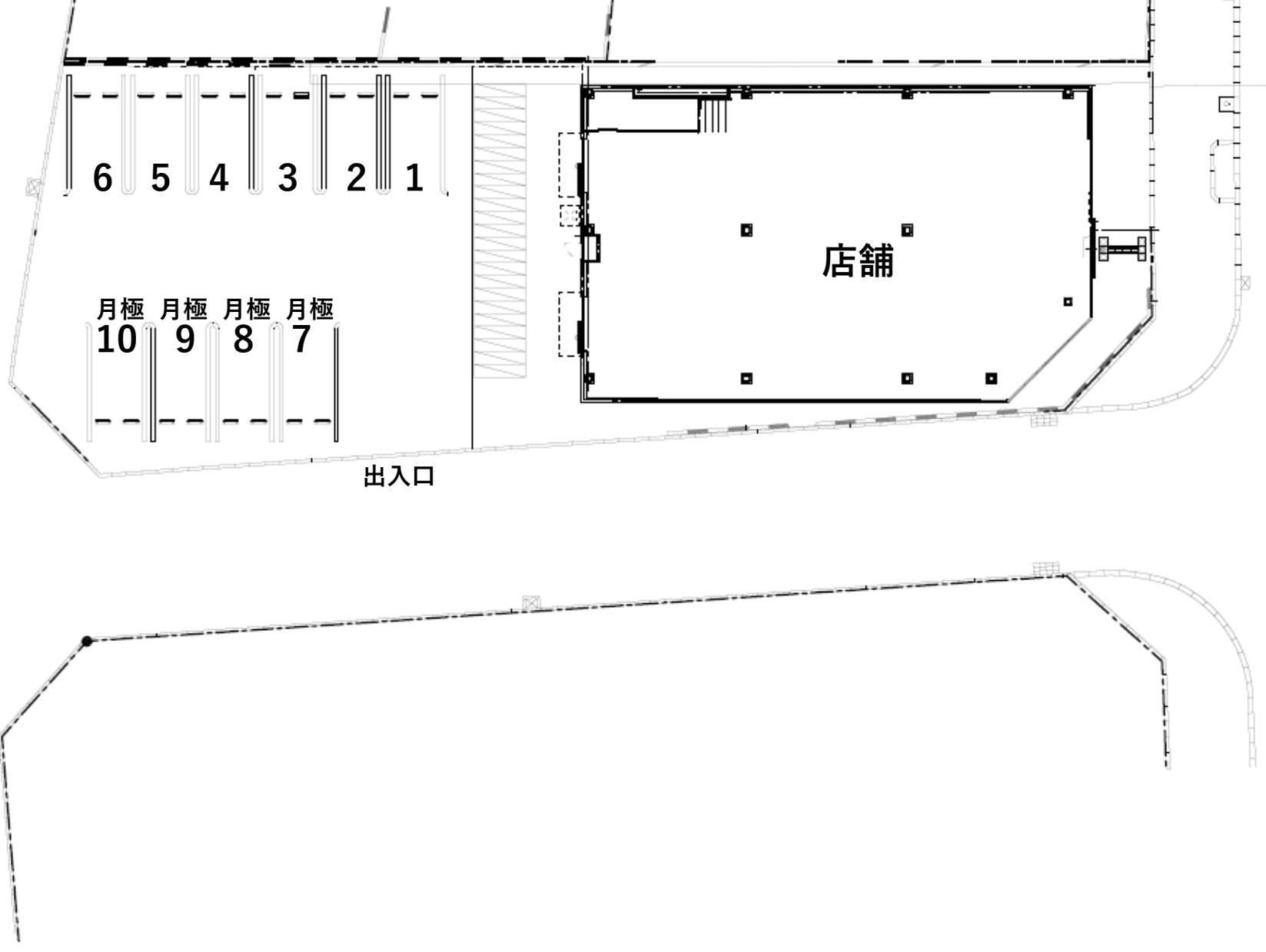
乙は次の各号に定める行為をしてはなりません。

- (1) 駐車スペースに、乙自動車以外の車輛を駐車させる事および乙自動車を本駐車場の駐車スペース以外に駐車させること。但し予め甲の承認を得た場合にはこの限りではありません。また、甲に対し承認を得るための届出を怠った場合には、無権限の自動車として取り扱われても乙は何等の異議申し立てが出来ないものとします。
- (2) 本駐車場を本契約の目的以外の目的で利用する事。
- (3) 本駐車場に仮設か否かを問わず工作物を設置する事。
- (4) 本駐車場に備品・物品等(タイヤ・工具類など)を放置する事。
- (5) 本駐車場にバイク、自転車を駐輪・放置する事(ただし駐輪場の契約は除く)。
- (6) 本駐車場に可燃物・引火物・爆発物等その他危険物を持ち込む事。
- (7) 本駐車場内に大型自動車等の重車輛を乗り入れる事。
- (8) 本駐車場内に吸殻・ゴミ等を投棄する事。
- (9) 本駐車場で、不必要なアイドリング・騒音の撒き散らし等により近隣居住者等に迷惑となる行為を行う事。
- (10) 本駐車場区画線を不明瞭にしたり、境界を侵害越境等する行為。
- (11) 本駐車場に契約者以外の自動車を駐車させる事。また、ナンバープレートが外された車両や車検切れ車両等は駐車できません。
- (12) 他の本駐車場利用者に対し迷惑となる行為。その他、本駐車場に損害を及ぼす一切の行為。

以上



※1番～6番区画は、店舗専用区画(来客者用・関係者用)



6 5 4 3 2 1

月極 月極 月極 月極
10 9 8 7

店舗

出入口